

三 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改正案

現行

<p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第一条の十の二 法第十一条の五の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該組合の子法人等</p> <p>二 当該組合の関連法人等</p> <p>三 当該組合を法第九十二条の二第三項に規定する所属組合として同条第二項に規定する特定信用事業代理業を営む者（特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第五条の六において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 法第十一条の五の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第五条の三各号に掲げる者</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第一条の十四の二第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第一条の十四の二第二項第三号において同じ。）、保険会</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する
保険会社をいう。第一条の十四の二第二項において同じ。）及び
前号に掲げる者を除く。）

3 第一項に規定する「子法人等」とは、組合によりその財務及び事
業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう
。以下この項及び第一条の十四の二第三項において「意思決定機関
」という。）を支配されている他の法人等（会社その他これに準ず
る事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。
以下この条及び第一条の十四の二において同じ。）として主務省令
で定めるものをいう。この場合において、当該組合及び子法人等又
は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合におけ
る当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4 第一項に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人
等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合
の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、
融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取
引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与
えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令
で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第一条の十四の二 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める者は
、次に掲げる者とする。

（新設）

-
- 一 当該組合の子法人等
 - 二 当該組合の関連法人等
- 2 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）
 - 二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
 - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者並びに前二号及び第五条の三各号に掲げる者を除く。）
 - 四 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
- 3 第一項に規定する「子法人等」とは、組合によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。
- 4 第一項に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取
-

引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林水産省令で定めるものをいう。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五条の四 法第九十二条の三第二項の規定により法第九十二条の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五条の四 法第九十二条の三第二項の規定により法第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相

手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 特定信用事業代理業者は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次項において同じ。）は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)